

特別支援学校における就学時連携の在り方 —特別支援学校へのアンケート調査からの考察—

岩本伸一*・小久保博幸**・小屋敷浩昭*・奥政治***

(2022年11月16日 受理)

Coordination at the Time of Enrollment in Special Needs School —Considerations from a Questionnaire Survey of Special Needs Schools—

IWAMOTO Shinichi, KOKUBO Hiroyuki, KOYASHIKI Hiroaki and OKU Masaharu

要約

本研究は、特別支援学校へ入学する児童に関する就学時連携の現状を、特別支援学校の担当者へのアンケートから把握し、その結果を基に課題と改善策について考察することを目的とした。各学校では、就学前の保育所や幼稚園、児童発達支援事業所等との円滑な接続を図るための対応がなされてはいるが、すべての新入学生について情報を的確に把握し、入学後の指導や支援に生かしていくための体制が整っているとは言えず、引継ぎの内容や運営方法について更なる改善が必要であることが指摘された。特に、特別支援学校が求めている情報を効果的に共有するための移行支援計画等の作成・活用の拡充が今後の課題としてあげられた。そのためには、県下の支援を必要とする児童における就学時支援の充実に向けた行政側のマネジメントにも期待したい。また、就学前の保育・支援機関等との連携を単発的に終わらせることなく、就学後も保護者を交えた情報交換の場を継続的に設定できる体制を整えていく必要がある。さらに、就学後の安心・安全で主体的な学校生活をスタートさせるためのカリキュラム作成と活用については、就学前の関係機関の取組を踏まえながら、今後、全校的なカリキュラムマネジメントの中で充実させる必要があると考えられる。

キーワード：就学時連携、特別支援学校、教育と福祉の連携、アンケート、移行支援計画

* 鹿児島大学 法文教育学域 教育学系 教授

** 鹿児島大学 法文教育学域 教育学系 准教授

*** 鹿児島県立出水養護学校 校長

1. はじめに

特別な支援を必要とする子どもの就学支援については、これまで時代の要請等を踏まえ法整備や体制づくりとともに、切れ目のない支援を目指した取組が進められてきている。しかし、教育、福祉、保健、医療など関係機関の縦と横の連携が十分とは言えず、特に特別支援学校等の教育現場では、依然として就学時の不十分な引継ぎ等に起因する様々な問題が発生し、円滑な移行ができていないケースが散見される。

筆者は、昨年度、福祉施設（児童発達支援事業所等）へのアンケート調査を実施し、就学時の学校との引継ぎや連携状況について福祉サイドからの課題を明らかにすることを試みた（岩本・橋口・小久保 2022）。その結果、療育機関からの情報提供が就学後の学校での支援に活かされていなかったり、受入れ校での情報共有が適切に行われなかったりすることが指摘された。また、就学先との引継ぎ会の在り方や就学後の連携の在り方等についても改善が必要であることが課題としてあげられた。受入れ側としてはこれらの指摘や課題を真摯に受け止め、学校としての適切な対応策を講じる必要がある。

そこで、本稿では子どもを受け入れる側である特別支援学校にアンケート調査を実施し、その結果から特別な教育的支援を必要とする子どもの、よりスムーズな就学移行を目指す連携体制構築の在り方について考察する。

2. 就学支援に関する動向

2. 1. 保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等と学校との連携

学校教育においては、小学校及び特別支援学校の学習指導要領（文部科学省 2017）が改訂され、新しい時代の特別支援教育への移行が進んでいる。特に、特別支援学校新学習指導要領では、児童の調和的な発達の支援のために、家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うことの重要性が強調されているところである。

また、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（文部科学省 2021）の中でも、就学前における早期からの相談・支援の充実に加え、関係機関間の連携強化による切れ目のない支援の充実が求められている。この特別支援教育における関係機関の連携と情報の共有は、特別支援学校のセンター的機能を、更に推進する意味でも重要な取組といえる。

一方、保育指針（厚生労働省 2017）においては、「特別な支援を要する幼児について、家庭や関係機関と連携した支援のために計画を個別に作成すること」、また幼稚園教育要領（文部科学省 2017）においては、「家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用すること」としており、個別の支援計画の作成と活用を中心に就学前支援の充実に向けた取組を求めている。さらに、児童福祉法改正（2012）で児童発達支援事業所が位置づけられたのを機に、厚生労働省が全国共通の枠組みを示した「児童発達支援ガイドライン」（2017）の下、地域の保健、医療、障害福祉、

保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を深め、切れ目のない一貫した支援を提供するための取組が進みつつある。

しかし、これらの機関を機能的に結び付ける実践は未だ手探りの状態が続いており、依然として障害のある子どもやその保護者にとって相談体制や情報提供が不十分であったり、切れ目のない支援体制の中で安心して一貫した療育・教育や就学支援を受ける状況まで至っていなかったりするものが現状である。

2. 2. 就学支援の現状

学校教育法施行令の一部改正について（通知 2013）が発出されて以来、県下の各市町村教育委員会では、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者と学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、就学先の決定に結び付けようとする取組がみられるようになった。子どもの障害の状態、教育的ニーズ、本人・保護者の願い等についても、より細かな情報が得られるように工夫がなされ、就学相談については、教育や心理、医学等の専門的、多角的な見地から意見を集約する体制も整いつつある。その結果、本人・保護者の願いや思いが、最終決定者である市町村教育委員会へも、従前と比べ伝わりやすい状況になっている。

このように、就学先の決定に関する支援体制構築については徐々に充実がみられるものの、実際の就学時における具体的な接続については、未だにスムーズな引継ぎが行われなかったり入学後にトラブルが発生したりする事案がみられるのが現状である。これまでの先行研究でも、送り出す側と受け入れる側、双方に様々な要因が指摘されている（和田・水内 2016）。それぞれの就学先で、子どもが安心・安全な学校生活を送り成長・発達が保障される環境とカリキュラムを提供するためには、子どもにかかわる全ての関係者の連携の下、スムーズな移行支援が必要不可欠である。今後、更に就学時の接続を円滑にするためには、学校が抱える問題点を明らかにした上で、有効な改善策を講じていくことが重要であると考え、以下のようなアンケートを実施することとした。

3. アンケート調査の概要

3. 1. アンケート調査の目的と方法

本調査では、県下の全特別支援学校（高等特別支援学校を除く）16校を対象に実施した。支援を必要とする児童を受入れる側の特別支援学校が、就学前後にどのように取り組み、円滑なスタートを切るための接続を図っているかについて把握するとともに、その課題と改善策を明らかにすることを目的とした。なお、各学校には、個別の学校名や個人が特定されることがないことを伝えた上で回答を依頼した。

3. 2. アンケート調査の内容

【特別支援学校小学部新入生の就学時連携に関するアンケート】

1 学校の概要について（令和4年5月時点）

- (1) 小学部の児童数、昨年度（令和3年度）の入学者数

- (2) 令和4年度の入学者数と障害の内訳、入学予定の把握の時期、就学前の在籍状況
- (3) 2～6年生で小学校から今年度転入した児童数
- 2 令和4年度入学生の就学に関すること（実施上の課題は自由記述）
 - (1) 就学前の養育状況について
 - (2) 就学前の新生・保護者・関係機関等に向けた各学校の取組に関して
- 3 入学生（1年）の就学当たりの情報交換に関すること
 - (1) 入学前の保育所、幼稚園、認定こども園等からの情報提供の状況
 - (2) 児童発達支援事業所等（福祉施設）からの情報提供の状況
- 4 連絡会、引継ぎ会の実施について（入学生《1年生》の中で）
 - (1) 実施状況について (2) 連絡会、引継ぎ会の時期について
 - (3) 連絡会、引継ぎ会の参加者について
 - (4) 連絡会、引継ぎ会で、特に重要な情報について
 - (5) 保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等での入学に向けた特別な支援の情報について
 - (6) 入学後のカリキュラム（1年生対象）について
- 5 就学時の引継ぎや関係機関等との連携に関する課題や改善策（自由記述）

4. アンケート調査の結果

回答数：県内の小学部を有する特別支援学校（大学法人附属特別支援学校1校を含む）16校（回答率100%）、そのうち1校は令和4年度の入学者なし。

なお、回答者は小学部主事12校、教頭2校、就学相談係1校、校外支援係1校であった。

- 1 学校の概要について（令和4年5月現在）
 - (1) 小学部全体の児童数（県内特別支援学校） 計1,046人
 - 令和3年度入学者数 174人、令和4年度入学者数（1年）173人
 - (2) 令和4年度入学者173人のうち、
 - 単一障害133人（76.9%）、重複障害33人（19.1%）、訪問教育7人（4.0%）
 - 昨年12月末時点で巡回や相談を通じ学校が把握していた児童数 109人（63.0%）
 - 現在、放課後等デイサービスを利用している児童数 124人（71.7%）
 - (3) 2～6年生で小学校から今年度転入した児童数
 - 2年2人、3年12人、4年9人、5年11人、6年8人 計42人
- 2 令和4年度入学生の就学に関すること
 - (1) 就学前の養育状況について
 - ① 保育所、幼稚園、認定こども園等のみに通園 4人（2.3%）
 - ② 保育所、幼稚園、認定こども園等と児童発達支援事業所を並行利用 115人（66.5%）
 - ③ 児童発達支援事業所等、福祉事業所のみを利用 36人（20.8%）

- ④ 家庭のみで養育 10人 (5.8%)
 - ⑤ その他 (特別支援学校幼稚部から3人、入院継続4人、福祉施設1人)
- (2) 就学前の新入生・保護者・関係機関等に向けた取組に関して
- ※ 実施した会 (実施予定であったものを含む)
- ・ 学校説明会 6月3校、7月4校、8月1校、10月2校、随時3校、未実施3校
 - ・ 体験入学会 7月2校、8月1校、9月1校、随時3校、未実施9校
 - ・ 個別相談会 5月～11月5校、随時6校、未実施5校
 - ・ 入学者説明会 1月1校、2月10校、3月3校、未実施2校
- (3) 実施上の課題等について (7校で記述あり)
- 3 入学生 (1年) の就学にあたっての情報交換に関すること
- (1) 入学前の保育所、幼稚園、認定こども園等からの情報提供について
- ・ 入学者の中で情報提供があった人数 157人中124人 (79.0%)
 - ・ 具体的な情報の内容 (124人中) ※ 重複あり
園が作成する支援計画41人、県作成の書式77人、市町村の支援シート等0人、特別支援学校作成の書式3人、保育・指導要録21人、その他の書式・口頭3人
- (2) 児童発達支援事業所等 (福祉施設) からの情報提供について
- ・ 入学者の中で情報提供があった人数 163人中115人 (70.6%)
 - ・ 具体的な情報の内容 (163人中) ※ 重複あり
園が作成する支援計画48人、県作成の書式94人、市町村の支援シート等3人、特別支援学校作成の書式3人 その他の書式・口頭13人
- 4 連絡会、引継ぎ会の実施について (入学生《1年生》の中で)
- (1) 実施状況について (173人中)
- 実施した－92人 (53.2%)、実施しなかった－81人 (46.8%)
- (2) 連絡会、引継ぎ会の時期について (重複あり)
- ・ 入学式前に実施－61人、入学式後実施－33人 ・ 保育所等訪問支援 (福祉) 対象－3人
- (3) 連絡会、引継ぎ会の参加者について
- ・ 園、事業所と学校の担当者－93人 ・ 園、事業所と学校の担当者、保護者－1人
 - ・ 相談支援専門員 (福祉事業所) の同席－9人
 - ・ その他 (看護師1人、スクールソーシャルワーカー1人)
- (4) 連絡会、引継ぎ会で、特に重要な情報と思われるもの (1校につき3項目選択)
- 子どもの生育歴 (3) 発達検査の結果 (0) 子どもの興味・関心 (6)
 - 子どもの長所 (1) 子どもの今後の課題 (6) 保護者の教育方針 (1)
 - 園、事業所での支援目標 (2) 保育・療育での具体的支援 (9) 家庭環境 (7)

- (5) 保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等での入学に向けた特別な支援の情報について
 - ア 特別な支援プログラム(アプローチプログラムなど)の情報あり－1人
 - イ 入学前の個別に配慮した取組の情報あり－91人
 - ウ 入学前の特別な支援の情報なし－51人
 - (6) 学校入学後のカリキュラム(1年生対象)について
 - ア 学校でスタートカリキュラムを作成－1校
 - イ 特別な作成はないがスタートカリキュラムを意識した計画作成－6校
 - ウ スタートカリキュラムを意識した作成なし(従来どおりの対応)－9校
- 5 就学時の引継ぎや関係機関等との連携に関する課題や改善策(15校で記述あり)

5. 考察

鹿児島県内の特別支援学校の児童生徒数は年々増加傾向にあり、平成28年度の2,085人に対し、令和4年度には2,656人(県教育委員会調べ)となっている。児童生徒数の増加に伴い、教室不足が喫緊の課題となっている特別支援学校が多く、施設設備面での対策も待たれる状況である。ちなみに令和5年度鹿児島南部地区の対象児童生徒の増加に伴い、鹿児島南特別支援学校が開設される予定になっており、鹿児島市内の特別支援学校の肥大化解消に寄与する対応として期待される。

このように、少子化の中にありながら特別支援学校の児童生徒数が増加している背景の一つには、保護者の高い専門性を有する特別支援学校へのニーズの高まりがあると考えられる。児童生徒を支援する保護者や関係者の期待に応えるためにも、就学前の保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等での支援を円滑に引き継ぎ、更に質の高い支援の充実を図る必要がある。

以下、本調査結果を踏まえながら特別支援学校における就学時連携の在り方について、その課題と今後の改善策について考察する。

5. 1. 特別支援学校への入学者について

令和4年度入学者数は県内で計173人であり、前年度とほぼ同じ数となっている。障害の程度の内訳は、単一障害が76.9%、重複障害が19.1%、訪問教育4.0%となっている。このうち2割を超える重度の障害のある児童が入学しており、就学前に支援を受けていた医療・療育機関との丁寧な引継ぎや連携が望まれる。特に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(2021)においては、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援を求めている。学校においては、重度・重複障害のある児童と他の児童が共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ、適切な支援をスタートさせる必要がある。

入学者の中で、前年12月末時点で巡回や相談を通じ学校が把握していた児童数は63.0%となっている。県教育委員会から各特別支援学校への入学予定者名簿は入学の前年末ごろまでに通知されるが、それ以前に学校説明会や体験入学会等を開催することで、早い段階で半数以上の児童を把握している状況である。おおよそ8月から11月に各市町村で実施される就学相談会は、年々保護者の

意向を最大限に尊重しつつ充実してきていると思われるが、就学に当たっては進路先の判断に長期に渡り迷っている保護者も多い。学校説明会等を実施し情報提供を充実させることで、早い段階で保護者の判断を支援することにつながる。特別支援学校としても前年末までに入学者を把握できれば、来年度の教育課程編成や学級編制、職員の配置、施設設備など支援体制を整えやすくなることから、可能な限り早期に把握できるような取組を進めることが重要であると考えられる。

また、入学してから放課後等デイサービスを利用している児童数は 71.7%となっている。現在、鹿児島県下には 400 の事業所（県調べ 2021）があり、特別支援学校児童生徒の利用者数も年々増加している。厚生労働省による放課後等デイサービスガイドライン(2015)では、「子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る必要がある。」と福祉と教育の連携の深化を求めている。さらに、保護者の同意を得た上で、学校に配置されている特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等に関する情報提供を受けるとともに、事業所が作成する放課後等デイサービス計画を、特別支援教育コーディネーター等へ提供するといった具体的な連携方法にも言及している。このような時代の要請を受け、国では文部科学省と厚生労働省の協働体制の下、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」（2017）を推進するなど、教育と福祉の一層の連携を深めようとする取組が始まっている。丸山(2015)が指摘しているように、障害者福祉と学校教育の連携に関しては、その実態を明らかにし望ましい方向を検討していくことが今後さらに求められる。県下の 7 割を超える新入生が、放課後等デイサービスを利用している現状を踏まえ、保護者を交えた密な協働体制を構築することが重要である。

さらに、県内 16 校中 10 校で小学校からの転入がみられている。内訳は 2 年 2 人、3 年 12 人、4 年 9 人、5 年 11 人、6 年 8 人の計 42 人である。文部科学省(2013)は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」の中で、就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であるとしている。この通知後、県内においても、小学校から特別支援学校への転入者の数は増加傾向がみられており、特別支援学校においては、常に小学校からの転入があることを想定した準備を整えておくことが肝要であろう。新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（文部科学省 2021）にもあるように、障害のある子どもの教育的ニーズの変化に応じ学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性を実現することが求められている。転学には、児童それぞれの背景があると推測されるが、小学校での個別の指導計画による支援状況等を踏まえながら、特別支援学校への移行が円滑に行えるような受入れ体制や指導計画を整えておきたい。

5. 2. 令和 4 年度入学生の就学に関すること

特別支援学校への就学前の養育状況については、保育所、幼稚園、認定こども園等のみに通園した児童は 2.3%であり、66.5%の児童は、児童発達支援事業所との並行利用という結果であった。また、児童発達支援事業所等、福祉施設のみを利用した児童は 20.8%であった。県内では現在、指

定福祉型児童発達支援センター39 か所、指定児童発達支援事業所 261 か所 (2021 年県調べ) が開設され、就学前の支援体制整備が急速に進みつつある。地域差はあるものの、自治体による早期発見、早期療育の取組が医療・保健・福祉等の連携の上で進められている現状がうかがえる。ただ、少数ながら家庭のみで養育が 10 人 (5.8%)、特別支援学校幼稚部から 3 人、入院継続 4 人、福祉施設 1 人といった児童がおり、それぞれのケース事情に応じたきめ細かな受け入れが必要となっている。

就学前の新生児・保護者・関係機関等に向けた学校の取組に関しては、学校説明会を実施した学校は 16 校中 13 校であった。時期は 1 学期が 7 校、夏季休業中が 1 校、10 月が 2 校、随時説明会を開催している学校が 3 校であった。未実施は 3 校であった。学校説明会は、地域に開かれた学校として学校経営方針や教育内容を保護者や関係者に理解を促す上で重要な役割を果たす会であり、本人や保護者にとっては、就学先を検討する際の貴重な情報を得る場である。コロナ感染症対策として随時実施・未実施の学校もあるが、複数の日程を設定したり小グループで分散化したりするなど、会の設定方法や内容を工夫し保護者や関係者のニーズに応える取組を期待したい。また、体験入学会については、実施が 7 校、未実施が 9 校であった。未実施の理由としては、コロナ感染症対策に加え、施設・教室の狭隘化や対応する職員体制の不備があげられている。就学前の児童にとって、実際の学校での生活や学習を体験することは大きな意味があり、各学校には、体験入学の趣旨を踏まえた上で学校の実態に応じた工夫ある実施を望みたい。さらに、個別相談会を年間行事として組み入れている学校が 5 校、随時実施している学校が 6 校、実施なしが 5 校であった。学校においては、地域のセンター的機能を果たす上でも、特設された相談会の有無にかかわらず保護者等に対する丁寧な相談支援体制を整えておきたい。入学者説明会については、実施している学校が 14 校、実施していない学校が 2 校であった。実施していない学校は、少人数のため個別に対応しているとのことであり、各学校の実情に応じて必要な説明がなされていることがうかがえた。入学に向け児童や保護者の不安を軽減し、見通しと期待をもてるような機会となるよう工夫したい。

なお、就学前の新生児・保護者・関係機関等に向けた取組の課題についての自由記述では次のような点があげられた。

- ・ 学校見学会の参加者が増加し、体験入学が実施できない状況で直接観察による実態把握が難しくなっている。
- ・ 学校見学会の案内周知の仕方が課題。特に、校区内の療育施設が把握しきれない状況であり、問合わせのあった所にはホームページ掲載の案内を知らせている。
- ・ 参加希望者が多く、体験学習の機会を設定することが難しくなっている。
- ・ 体験学習等を実施し、より具体的に教育活動の理解啓発に努めたいところだが、登校日に設定するのは教員数が足りず難しい。
- ・ 学校説明会では、保護者から入学に当たっての質問をうかがうようにしており、就学に係る保護者の不安等を軽減するように努めている。

学校説明会や体験入学等の実施に当たっては、参加希望者の増加や受け入れ体制の困難さなど、

学校の状況に応じて、それぞれの課題を抱えていることがうかがえる。学校においては、それぞれの会のもつ目的や意義を再確認し、管理職のイニシアティブの下、全職員で計画的・効率的に取り組む体制づくりを期待したい。

5. 3. 入学生（1年）の就学に当たっての情報交換に関すること

入学前の保育所、幼稚園、認定こども園等から学校側へ新入学児に関する情報提供があったのは、124人中79.0%であった。近年、保育所等での特別な支援を必要とする子どもへの理解が進み、個別の支援計画の作成や具体的な支援への取組が進みつつある。療育機関や医療機関等に任せだけでなく、8割の園で独自の情報提供がなされている現状を評価したい。情報提供のツールとしては、園が作成する支援計画によるものが33.1%、県作成の書式62.1%、保育・指導要録17.0%、その他（特別支援学校作成の書式3人、その他の書式・口頭3人）となっている。園作成の支援計画が3割以上提供されており、まさに支援計画作成が進んでいる現状を表している。また、県教育委員会が作成し推奨している「移行支援シート」が県下に浸透しつつあることがうかがえ、更なる活用が望まれるとともに、「移行支援シート」の内容についてもブラッシュアップを期待したい。

一方、児童発達支援事業所等（福祉施設）から情報提供があったのは、163人中70.6%であった。割合としては保育所、幼稚園等よりも低く、3割の事業所から情報提供がなされていないことについては今後の課題である。特別支援学校の担当者からも「個別の教育支援計画の共有が児童発達支援事業所とうまくできておらずもう少し頻繁に連携したいと感じる。」といった課題があげられている。厚生労働省の「児童発達支援ガイドライン」（2017）では、個々のニーズに合った質の高い支援を提供するために児童発達支援計画を作成するものとしており、その内容は学校教育へと切れ目なく引き継がなければならないものである。今後、個人情報等の保護に留意しながらも、療育を経験したすべての児童について情報接続がなされるようなシステムの構築が必要であろう。情報提供のツールとしては、事業所が作成する支援計画によるものが29.4%、県作成の書式57.7%、その他（特別支援学校作成の書式3人、市町村の支援シート等3人、その他の書式・口頭3人）となっている。少数ではあるが、市町村独自で作成している支援シートでの情報提供も行われており、今後の作成推進と活用の拡大が望まれる。

5. 4. 連絡会、引継ぎ会の実施について

引継ぎ会の実施は173人中53.2%の児童についてなされている。コロナ感染症拡大防止対策として実施しなかった学校も多いと推測されるが、46.8%の児童においては実施されなかったことは入学後の支援の充実に影響を及ぼしているのではないかと懸念される。遠隔操作によるアプリ環境が整いつつある中、Web会議等を活用するなど引継ぎ会の在り方を工夫して実施率を高めたい。また、「引継ぎ会を実施したいが、転入生が増え複数の事業所を利用しているため、引継ぎ会を実施したくても対応できる職員、場所、日程調整が難しく情報の資料提供のみをお願いになっている。」といった学校や「実施はしているが、入学者が増え、本人たちが通っている療育やリハビリ機関が増えており、一人が2、3か所になることが普通になるなど連携するのに時間と人手を要するように

なっている。」と課題を示す大規模校もあった。多数の入学者や急激に増加した児童発達支援事業所等との効率的な会の持ち方についても、今後検討が必要である。さらに、「児童発達支援事業所とは、就学時の引継ぎができていないが、幼稚園・保育所等での様子が把握しにくい。」といった学校もあり、地域全体で組織的・横断的な引継ぎに取り組むような体制づくりも必要となる。

連絡会、引継ぎ会の実施時期については、入学前の実施(61人)が多い。入学後、担任が決定してから実施されているケースもあるが、できれば新学年が始まる前に情報を得てスタートカリキュラム等の編成を行い、支援を開始する方が効果的であると思われる。なお、入学後、保育所等訪問支援(福祉)事業を継続した児童は、県内でわずか3人と少ない状況にある。この支援事業は厚生労働省(2012)により創設された事業で、児童発達支援センター等に所属する訪問支援員が保育所や幼稚園、学校等を訪問して支援を行うものである。保育所等への訪問に比べ、まだ学校への周知が進んでいない状況であるが、入学前の子どもの実態や療育の内容を踏まえながら就学後も引き続き学校と訪問支援員が連携して支援することに意義があり、今後の拡充が期待される。

連絡会、引継ぎ会の参加者については、園・事業所と学校の担当で実施したケースがほとんど(93件)で、保護者を交えたケースは1件のみであった。保護者との話し合いは別の機会にもたれていると推測されるが、三者を交えた計画的な引継ぎ会の実施についても検討すべきである。保護者を交えた引継ぎ会を実施している学校では「円滑なスタートが切れるように、入学前に保護者と面談する機会を設け、標準化された検査に照らして実態把握を行うことで、各種支援計画の作成及び実際の指導に生かすことができている。」としており有意義な会になっていることがうかがえる。また、相談支援専門員(福祉事業所)が同席したのは9件であった。現在、福祉では就学前の療育、放課後等デイサービスを中心とした学齢期での支援、学校卒業後の福祉サービスの利用等に関して、相談支援専門員が重要なキーパーソンとなっている。就学時や進学、就職などの機会にも相談支援専門員が参画することで将来を見据えた切れ目ない支援を得られ、スムーズな移行支援につながると思われ、今後の積極的な活用を促したい。

5. 5. 連絡会、引継ぎ会で、特別支援学校が求めている情報

特別支援学校が就学前の機関に求めたい情報で最も多かったのが、「保育・療育での具体的支援の内容」であった。近年、特に児童発達支援事業所では個別の支援計画に基づく支援の質が高まり、事業所によっては、特別支援学校学習指導要領にある自立活動の支援の柱や指導内容を参考にしながら支援に当たっている。療育の場による、それぞれの障害の偏りを改善・克服するための具体的な支援を継続することができれば、学校での支援は更に充実し、一人一人の児童の成長が期待できる。今回の調査から、就学前の支援計画の引継ぎは3割程度に留まっているが、特別支援学校としては就学前の支援内容の具体的情報を求めていることがうかがえる。次に多かったのが「児童の家庭環境」に関する内容であった。ある学校では「保護者対応が難しい家庭の引継ぎがないため、対応に苦慮した。引継ぎ書に保護者に関する情報についての記入欄を設けたい。」といった課題が出されている。事前に家庭環境や保護者の教育方針等を把握することで、入学直後から保護者のニー

ズを最大限に考慮して連携を深めることができる。家庭支援が必要なケースも増えており、福祉との連携という観点からも、個人情報保護に留意しながら可能な限り共有したい情報である。さらに、児童自身に関する今後の課題（6校）や興味・関心の対象（6校）、生育歴（3校）についても重要な情報としてとらえていることが分かる。どの情報も入学後の指導に参考となる項目であり、園や事業所においては今後も引継ぎ情報の中に取り入れていきたい内容である。

5. 6. 保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等での入学に向けた特別な支援の情報について

先述したように、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所等では、個別の支援計画の作成と活用が充実してきている。特に入学を控えた時期における子どもへの支援については、学校生活へスムーズに適応できるための特別な配慮や手立てがなされている。しかし、アプローチプログラムなど、特別な支援プログラムを組んでいる機関は少なく、その情報が引き継がれたのは全体でわずか1人に留まっている。今後、保育園等でのアプローチプログラム等の開発と実践、更にその引継ぎが待たれるところである。入学前に、円滑な学校移行のための個別に配慮した取組については、52.6%の児童の情報提供がされているが、30%近くの児童に関しては全く情報がないという結果であった。就学前の支援内容は、特別支援学校にとって指導開始の際の有効な手掛かりとなるため、引継ぎ書や移行支援計画等の中に卒園前に取り組んだ内容を具体的に記入する欄を設けるなどの工夫が必要になってくると思われる。

5. 7. 学校入学後のカリキュラム（1年生対象）について

特別支援学校 16校のうち、スタートカリキュラムを作成している学校は1校に留まる。特別な作成はないがスタートカリキュラムを意識した計画を作成している学校が6校、スタートカリキュラムを意識した作成はなく従来どおりの計画で対応している学校が9校という結果であった。

小学校においては、文部科学省（2015）がスタートカリキュラムガイドブック等を作成し、その理解・推進を促しているが、特別支援学校ではスタートカリキュラムとして特設された取組は進んでいない現状がある。従来、特に知的障害を対象とした特別支援学校においては、小学1年生での日常生活の指導や生活単元学習等を中心に、初めての学校生活を円滑にスタートさせるための指導計画を編成し、実践を積み重ねてきている。本調査項目の結果6校がこれに当たると思われるが、残りの9校を含めて、今後各指導の形態を体系的に整理し、連動させた教育課程の編成と具体的実践を期待したい。知的障害特別支援学校の小学部主事からは「児童生徒の実態の多様化を踏まえた教育課程の改善や見通しをもつことが課題である。」という意見も出されている。カリキュラムマネジメントを推進する中で、就学前の一人一人のニーズに応じたアプローチプログラムとの接続が可能になるようなスタートカリキュラムに関する柔軟な対応を検討したい。

5. 8. 園、事業所、関係機関等との連携等に関する課題や改善策

本アンケートの最後に、学校が考える課題や改善策を自由記述してもらった。連携や引継ぎに関することとして、以下のような課題があげられた。

- ・ 異動前の3月末に引継ぎ会を実施しているが、担当者（学部主事等）が4月に異動になることがあった。必要に応じて新担任が新年度に引継ぎ会を行うこともある。
- ・ 引継ぎがイレギュラーで3月末や4月に入ることもある。校内の業務が多い時期や担当者、担任もよく把握していないことも多い。短い春休みにすべてを行うことが困難である。
- ・ 近隣に障害児入所施設があり、情報がほとんどないまま入学してくる児童がいるため、学級編制等で難しさがある。児童相談所案件もあり柔軟に対応している状況である。
- ・ 地域性（離島）もあり各関係機関と連携が日ごろから取れているので就学時の引継ぎはスムーズである。3月に係（校内支援や主事）が保育所や療育に出向き情報交換をしている。
- ・ 転入学した後に各学校や保育所等に連絡など行っていない。
- ・ 保護者の要請があれば、適宜関係機関と情報連携の機会を設けるようにしている。
- ・ 入学前の園や発達支援事業所で行われていた支援のうち、継続する取組と改める取組の判断が難しい。入学直後、指導支援の方針について、保護者と意見交換し合意形成に努めている。

校内での職員間の情報共有や異動等による引継ぎについて、各学校で工夫を要する状況がうかがえる。学校の規模や地域の特性に応じ、管理職の指導の下、柔軟に対応することが求められる。また、引継ぎや情報交換を単発に終わらせず、入学後も継続して園や事業所と連携している学校もあり、必要に応じて保護者の意見を交えながら情報を共有し支援内容の充実を図りたい。

また、就学全般については次のような課題や改善策があげられた。

- ・ 園等から得た情報・支援の実践等が、入学児童へのアプローチの際、大変重要なものになっている。引継書の様式が地域で統一されれば、短い時間で情報を学校側がまとめやすいと感じる。
- ・ 知肢併置の本校には該当しない情緒面での困難さがあり、学習参加が難しく学習不振や不登校になり、特別支援学校への就学を希望するケースが増えている。
- ・ 近年、特別支援学校への人気が高まっており、軽度知的障害、ADHDの児童が本校への就学を強く望むケースがある。
- ・ 近年、軽度知的障害の児童が福祉事業所等の紹介で本校の転入学を希望されるケースがあり、適正就学の進め方に苦慮することがある。
- ・ 就学相談会でも特別支援学校が「適」であっても家から遠い、近くの小学校が入学してもいいと言ったということで、市町村立の小学校入学というケースがある。
- ・ 本島以外にも離島を抱えていてその就学相談であがっても本校見学や施設入所が難しく入学できないことがある。その後、巡回相談等でその子どもたちに対応している。

特別支援学校を希望する児童の多様化への対応については、各学校で苦慮する状況がうかがえる。市町村教育委員会の就学支援の充実や理解啓発を促進するとともに、特別支援学校での学校説明会や巡回相談等においても十分な情報提供と丁寧な説明を行うことが重要である。

6. まとめ

和田・水内(2016)は、保育所等と特別支援学校が互いに「伝えたい情報」「把握したい情報」について理解するとともに、引継ぎ資料の内容や様式についての整備と検討が必要となることを指摘している。さらに、一方的な情報伝達に終わるのではなく、双方が子どもの実態を知り得た上で効果的な支援内容や方法について情報交換を行うことが重要としている。これらのことについては、本調査からも同様の課題が浮き彫りになった。筆者が実施した児童発達支援事業所等へのアンケート(2021)では、学校側へ伝えたい重要な情報として、「子どもの今後の課題」「療育での具体的支援」「家庭環境」「子どもの長所、子どもの興味・関心」の順で多い結果であった。今回の調査においては、学校が考える引継ぎ情報で重要な情報としては、「保育・療育での具体的支援」「家庭環境」「子どもの今後の課題」「子どもの興味・関心」の順になっており、双方が重要と考える情報には若干の差異がみられた。特別支援学校としては、まずは就学前の機関でどのような具体的支援や合理的配慮がなされていたかについての情報を把握し、入学後の支援へと結び付けたい意図がうかがえる。このような現状を踏まえると、移行支援計画等の書式や内容について、また、情報交換を行う引継ぎ会の内容についても今後検討する必要があると考える。さらに、就学前の関係機関や学校においては、多忙を極める状況の中、就学に関する書類作成や引継ぎ会への参加など効率的・効果的に進められるような工夫・改善も求められる。

県下の特別支援学校では、それぞれの地域の実態に合わせながら、円滑な移行に向けた取組の工夫がなされていることは把握できたが、引継ぎ会の運営方法や実施時期、事前の情報収集の仕方、入学後の情報共有と連携など、課題を有している現状も明らかになった。このことについては、県全体で特別な事業等を組むことによって、各特別支援学校において等質の接続が担保されるような、行政のマネジメントも必要になってくると思われる。設置者を中心に、対象とする障害種や地域の実態を考慮しながらも、どの学校に入学しても児童や保護者が安心して入学を迎えることのできる、全体的な就学時連携体制を整えていきたい。

さらに、本研究では特別支援学校を対象とした調査を基に考察したが、近年児童数の増加が著しい小学校特別支援学級との就学時連携の在り方についても、今後検討する必要があると考える。

最後に、調査に協力いただいた県内の特別支援学校の関係者の皆さんに心から謝辞を申し上げます。

参考文献

岩本伸一・橋口知・小久保博幸(2021) 特別な支援を必要とする子どもの就学時連携の在り方－児童発達支援事業所へのアンケート調査からの考察－鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 31、pp. 124-133

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(2021)

鹿児島市児童通所支援事業所一覧(2021)<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushiiku.html>

(令和4年11月7日最終確認)

鹿児島県指定放課後等デイサービス事業所一覧 (2021)

http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/kenko-fukushi/syogai-syakai/syakaifukushi/documents/3952_20211201175327-1.pdf (令和4年11月7日最終確認)

厚生労働省 (2017) 保育所保育指針

厚生労働省 (2015) 放課後等デイサービスガイドライン

厚生労働省 (2017) 児童発達支援ガイドライン

全国児童発達支援協議会 (2017) 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書

丸山啓史 (2015) 障害者福祉と学校教育の連携—放課後等デイサービスに焦点を当てて—社会保障研究 vol2、no. 4、pp. 512-524

文部科学省 (2021) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html (令和4年11月7日最終確認)

文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領

文部科学省 (2017) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

文部科学省初等中等局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (2018) 教育と福祉の一層の連携等の推進について (通知)

文部科学事務次官 (2013) 学校教育法施行令の一部改正について (通知)

文部科学省初等中等局長 (2013) 障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について (通知) <https://www.mhlw.go.jp/content/000801675.pdf> (令和4年11月7日最終確認)

文部科学省 (2017) 幼稚園教育要領

文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター (2015) スタートカリキュラムスタートブック

和田充紀・水内豊和 (2016) 障害のある幼児の就学時における引継ぎと連携のあり方—保育所と知的障害特別支援学校への質問紙調査から—とやま発達福祉学年報7巻 PP. 29-39